

酒税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表
改正後

(輸出免税)

第三十六条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十二条第五項において同じ。）を含むものとする。

(記帳義務)

第五十二条 省略

2・3 省略

4 法第四十六条の規定により、法第三十条の六第三項に規定する特例輸入者は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る酒類の区分及び種別、区分及び種別ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

5 前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

改正前

(輸出免税)

第三十六条 同上

2 同上

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。

(記帳義務)

第五十二条 同上

2・3 同上

4 法第四十六条の規定により、法第三十条の六第三項に規定する特例輸入者は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る酒類の区分及び種別、区分及び種別ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（保存すべき書類）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

(経過措置)

改正後の酒税法施行令（以下「新令」という。）第五十二条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に酒税法第三十条の六第三項に規定する特例輸入者が新令第五十二条第四項に規定する輸入の許可を受ける酒税法施行令第一条第一項に規定する酒類につき新令第五十二条第四項ただし書の規定を適用する場合について適用する。
